

地方公共団体情報システム機構監事監査規程

平成26年4月1日地情機規程第45号
改正 平成29年3月30日地情機規程第8号

目次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 監査の実施（第2条 第8条）
- 第3章 情報の入手及び報告（第9条 第11条）
- 第4章 他の監査機関との連携（第12条・第13条）
- 第5章 補則（第14条）
- 附則

第1章 目的

（目的）

第1条 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の監事監査については、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「機構法」という。）第12条第4項の規定に基づき、機構の業務の適正かつ能率的、効果的な運営を図るとともに、会計経理の的確を期することを目的とする。

第2章 監査の実施

（監事の基本的心得）

第2条 監事は、その職務を遂行するに当たり、常に独立の立場の保持に努めるとともに、公正不偏の態度を保持する。

2 監事は、常に業務の執行状況を把握するとともに、経営全般の見地から機構の経営課題についての認識を深めるよう努める。

3 監事は、監事監査によって知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

（監査計画）

第3条 監事は、毎事業年度当初に、監査対象及び監査期間等を定めた監事監査計画を作成するものとする。

2 監事は、監事監査計画を作成し、又は変更したときは、理事長に通知するものとする。

3 監事監査は、定例的に行うほか、臨時に行うことができる。

（監査の実施）

第4条 監事は、書面又は実地について監事監査を行うものとする。

2 監事は、監事監査を実施しようとする場合には、あらかじめ理事長に通知するものとする。

3 監事は、監事監査を受ける役員及び職員（以下「役職員」という。）に対して、帳簿、書類等の必要な資料の提出、閲覧、説明その他監事監査の実施に必要な要求を行うことができるものとする。

（監査事項）

第5条 監事監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 機構の経営に関する意思決定が法令等に従い合理的に行われているか
- (2) 機構の役職員により適正な業務の執行が確保されているか
- (3) 会計及び経理は、適正に実施されているか
- (4) 事業報告書等が事業の結果等を適正に示しているか
- (5) 財務諸表及び決算報告書が機構の財務状況等を適正に示しているか
- (6) その他必要な事項

(監事付の職員)

第6条 監事は、その職務を遂行するため、監事付の職員に監事監査に関する事務を行わせることができる。

2 監事以外の役職員は、監事付の職員が実施する監事監査に関する事務に対して指揮命令を行わないものとする。

3 監事付の職員は、監事監査によって知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。
(監査報告等)

第7条 監事は、次に掲げる事項を記載した監事監査報告書に意見を付して理事長に提出するものとする。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 重要な後発事象
- (3) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (4) 監査報告を作成した日

2 監事は、前項の報告を行う際、是正又は改善を要すると認められる事項がある場合には、その具体的な内容を記載するものとする。

3 理事長は、前項に関して必要な措置を講じ、その結果を監事に通知するものとする。
(協力義務)

第8条 監事が監事監査を行う場合においては、関係役職員は監事監査に立会うものとする。

2 監事監査を受ける役職員は、監事監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

3 第4条第3項の規定に基づき監事監査の実施に必要な要求を受けた役職員は、正当な理由なくこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

第3章 情報の入手及び報告

(文書の回付)

第9条 主要な決裁及び重要な文書等については、施行前に監事に回付する。ただし、急を要するものについては、その施行後速やかに回付するものとする。

(会議への出席等)

第10条 監事は、企画・経営会議のほか、監事が重要と認める機構の会議に出席して意見を述べるることができる。

2 監事は、機構の業務運営に関する重要な会議については、事前に、開催の日時、場所、目的及び議題等の通知を受けるものとする。

(事故等の報告)

第11条 役職員は、機構の業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事態については、文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

第4章 他の監査機関との連携

(監査室長との連携)

第12条 監事は、監査室長と緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換等を行うものとする。また、監事は、内部監査の結果を活用するとともに、監査室長に対し、必要に応じて説明、報告及び調査を求めることができる。

(外部監査人との連携)

第13条 監事は、地方公共団体情報システム機構会計規程（平成26年地情機規程第3号）

第41条に規定する外部監査人（以下この項において「外部監査人」という。）と緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換等を行うとともに、外部監査人から、監査の計画、体制、方法及び結果等について、説明又は報告を求めることができる。

2 監事は、地方公共団体情報システム機構情報システムの外部監査に関する規程（平成29年地情機規程第6号）第4条に規定する外部監査人（以下この項において「外部監査人」という。）と、必要に応じて意見及び情報の交換等を行うとともに、外部監査人から、監査の計画、体制、方法及び結果等について、説明又は報告を求めることができる。

第5章 補則

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日地情機規程第8号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。